[事案 27-35] 入院給付金支払請求

· 平成 27 年 8 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除されたが、契約時、募集人に病歴等を説明したことなどを理由に、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年9月に契約した医療保険について、告知義務違反を理由に契約を解除されたが、 以下の理由により、入院給付金の支払いおよび既払込保険料の返還を求める。

- (1)契約の際、募集人に、被保険者が10数年前に脳梗塞で入院した病歴があり、その後も定期的に通院し服薬していることを何度も説明して、募集人の勧める保険に契約した。
- (2)契約時、告知書の記載事項について何度も募集人に確認し、契約に問題ないと言われた。
- (3)募集人からは、緩和型保険しか契約できないことの説明が一切なかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は緩和型保険を勧めたものの、被保険者から「脳梗塞は5年以上前に治っているのだから緩和型保険でなくても入れるだろう」と言われたため、緩和型保険でない一般の保険を勧めた。また、「その後は治療・服薬していない」とも聞いており、不告知教唆は行っていない。
- (2) 当社は緩和型保険の取扱いがない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および被保険者ならびに募集人に対して、募集人に不適切な対応があったかどうかなど告知書作成時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の告知義務違反が認められる一方、募集人による不告知教唆および保険会社による緩和型保険の説明義務は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第37条にもとづき手続を終了した。